

平成27年第2回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成27年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年6月10日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年6月10日	10時46分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	3番	末次明	4番	栗野久明		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長		鶴田しのぶ	
	副町長	松田一也	産業振興課長		土田竜一	
	教育長	大串和人	まちづくり課長		熊本弘樹	
	総務企画課長	酒井英良	建設課長		古賀浩	
	財政課長	城本好昭	会計管理者		木村司	
	税務課長	平野裕志	教育学習課長		内山十郎	
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長		渡邊稔	
健康福祉課長	天本正弘	まちづくり課参事		阿部一博		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画について |
| 日程第2 | | 第5次基山町総合計画特別委員会の設置について |
| 日程第3 | 議案第18号 | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について |
| 日程第4 | 議案第19号 | 基山町税条例の一部改正について |
| 日程第5 | 同意第4号 | 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第20号 | 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第7 | 議案第21号 | 平成27年度基山町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第22号 | 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 報告第3号 | 基山町一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第4号 | 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第11 | 報告第5号 | 基山町障害者基本計画等について |
| 日程第12 | 報告第6号 | 基山町土地開発公社の事業報告について |
| 日程第13 | | 委員会付託 |

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 議案第17号、日程第2 第5次基山町総合計画特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 議案第17号 第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画について、日程第2. 第5次基山町総合計画特別委員会の設置についてを一括議題とします。

日程第1. 議案第17号に対する質疑は日程第2で基山町総合計画特別委員会を設置し、閉会中の継続審議としますので質疑は行いません。

次に、日程第2. 第5次基山町総合計画特別委員会の設置についてを議題とします。

本件については、基山町議会委員会条例第4条の規定により第5次基山町総合計画特別委員会を設置し、同特別委員会委員定数を12名とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、第5次基山町総合計画特別委員会を設置し、同特別委員会委員定数を12名とすることに決しました。

なお、第5次基山町総合計画特別委員会委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議長において第5次基山町総合計画特別委員会委員の指名を行います。

第5次基山町総合計画特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

お諮りします。議案第17号については、会議規則第38条の規定により閉会中の継続審査に付するため、審査終了まで、第5次基山町総合計画特別委員会に付託することに決したいと

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

日程第3 議案第18号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 議案第18号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

済みません。基本的なこと、以前からこの監査委員の報酬についてはいろいろ予算委員会等でも論議があったところですが、なぜこの時期に行ったのかという理由と、金額的にはどういうことの判断でこの金額になったのか、その辺の根拠をちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回の時期につきましては、今回監査委員が辞職され新しい監査委員をお願いしているところでございますので、ちょうど任期が今度新しく始まるということで今回報酬の改定をお願いしているところでございます。4月1日からということになりますと、任期の途中ということになりますので今回お願いをしております。

それから、金額についてはいろいろあるかとは思いますが、みやき町では非常勤ではありますけれども常勤に近いような形でやっていますので、月額ということでかなり大きな金額となっております。類似団体につきましても、40万円から26万円などいろいろその考え方によってはありますけれども、基山町といたしましては佐賀県の平均程度に金額を改正したいということで今回お願いしているものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

基山町の監査委員に対するこの報酬、この変更の目的ですよね、どういった業務、どういった関係のお仕事をしていただくためにこういう報酬になったのか。今の総務企画課長の返

答だと平均だからという話であったんですけれども、そういう考え方では私は監査委員に対して失礼かと思うんです。やはり監査委員には町の全体のことを見ていただくという重き仕事があるわけですから、どういふことをお願いするためにこの金額になったというふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

監査委員につきましては、今、品川議員が申されましたように監査委員の業務といたしましては、非常に基山町の会計について監査していただくということで、非常に大きい業務がございます。今回、いろんなことを、改正に伴いましていろんな検討をしておったわけですが、代表監査委員という立場からしてかなり今の金額については低くなっているということで、議会の中でもかなり改正について検討すべきじゃないかというようなことも言われましたので、根拠といたしましては今回の金額ということでさせていただいております。佐賀県の平均ということで出しておりますけれども、本来は税理士資格を持ってありますので、鳥栖税務署等の税理士等の業務を行う場合はかなりもう2万円近くの日そういう高額な報酬でその税理士の業務をなさっているわけがございますけれども、監査委員につきましては必ずそういう資格が要るということではございませんので、今回の近隣の市町の状況を見ながら判断をさせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

みやき町においては180万円です、物すごく業務内容も多岐にわたって、また日数も非常にかかっておられます。それで、全国的に見ると月額で4万7,000円程度が平均で出ております。この金額は例えば議長と比較すると、全国平均で28万5,000円に対して4万7,000円の月額という金額でありまして、年額にすると60万円ですよね、平均にすると。ですので、そういった月額にして検討をされなかったのか。それと、ほかの町と共同で監査業務をお願いして、その業務数をふやしていただいて費用を削減できるとか、契約できるとか、いろんな方法があると思うんですけれども、ほかの方法は検討されなかったのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

監査委員のそういう業務については、今回については、そこまでは検討はいたしてはおりません。ただ、監査委員の毎年、町村監査委員活動状況報告等調べというのが出ておりますけれども、基山町の監査委員につきましては、本当に朝から5時近くまで本当に一日の業務を行っていただいておりますので、かなり資料等についてもその調べの中で決算審査の提出を求めた資料というのもございますけれども、その中では基山町の監査委員については資料請求等もかなり積極的にされているというふうな状況もこの調書では見えますので、現体制でやっていただくということで今回提案をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ただいま品川議員のほうからもありましたように、私もすぐというわけにはいかないかもしれませんが、やはり広域を考えて機関等の共同設置等でこの監査委員をやるべきではないかというふうに以前から思っておりました。それはやはり会計監査だけではなくて、やはり業務監査という非常に重い職種も含まれていますので、ある程度専門職の方にきちんと監査をしていただくということも必要で、今後必要になってくるのではないかということで、ぜひこれからの検討材料に広域で話をされるときに、そういう御意見を基山町からでも投げかけていただきたいと思いますと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今、久保山議員から指摘された部分については、やはり課題だというふうには考えておりますので、すぐにできるというようなものではございませんけれども、そういうような方向でも検討してというようなことは考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

私も同意見なんですけれども、確かに三養基郡3町ございます、基山町、みやき町、上峰

町と。みやき町は180万円と、やはり高いんだと、5倍近く高いんですね。それで、そのみやき町はその監査の日数なんかも69日ですか、基山25日。何でそんなに高いのか、その業務内容とか何が違うのか、わかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

みやき町が常勤というような形でされていますので、見る内容というのはそんなに変わらないと思いますけれども、常勤に近い形で毎日来てありますので業務の日数としてはかなり基山町に比べて65日だったですか、70日ぐらいですか。基山町25日だったですか、かなりふえているという部分はあるかと思います。ただ、業務の内容については監査業務ですのでどれぐらいの差があるか、基山町の監査委員がそのみやき町に比べてそんなに劣って監査をしてあるという認識ではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

やっぱり地域間格差、同じ三養基郡ですから、その面をよく勉強されて改善してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第19号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第19号 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですのでちょっとあれですけども、基本的なところだけ伺います。

今回のふるさと納税、ワンストップ特例制度の創設という形で資料をもらっています。問題は、これが本当に納税者にとって簡素化できたシステムになっているのかなというのを、まず気にしているんです。どういうことかと言うと、住民税を払うためには所得が確定しなければなりません。それで所得が確定するためには、例えばこれは給与所得が前提でもあるんです。しかし給与所得でもあったとしても、例えば雑損控除が出る、寄附控除が出る、いろんな部分がくれば、やっぱり確定申告をしなければなりません。それで今回の場合は、このふるさと納税について簡素化したという形で確定申告しなくてもできるんですよというふうに言われていますけれども、5カ所したとか5カ所以内とかなれば、これは必ずしも確定申告を、私は逆に確定申告をしなければ所得が確定しないのではないのかなと。それで所得が確定しなければ、住民税は確定しないと。住民税だけが先に確定するというふうには私は思われないうです。この辺のシステムについて、もう少し説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

まず、この制度がつけられた趣旨といたしましては、昨日もちょっと御説明申し上げましたとおり、国のほうではふるさと納税を推進をしてあるわけでございますけれども、ワンストップ特例がつけられました要因としましては、給与所得者の方で通常年末調整で確定申告をされない方、そういう方々がわざわざふるさと納税分の税額控除を受けるがためだけに確定申告をしなければならないというところが二の足を踏まれている要因ではなかろうかということをお前提にこのワンストップ特例がつけられているということでございます。確かに所得が確定しない状況、例えば今現在で寄附をされても実際はことし1年間の所得がどうなるかというのはわからないというところが実際だとは思いますが、通常給与所得者サラリーマンであればほぼ近い線の年収というところ、毎年近いぐらいの年収があらうかと思えますので、あらかたの想定といたしますか予想は立つかと思えます。ちょっと済みません、説明になったかどうかわかりませんが、一応そういうふうに認識をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そういう中で、例えば基山町の業務がどのようになるのかが、例えば基山町の町外の方が

基山町にふるさと応援寄附をすると、その応援寄附をふるさと納税とみなして手続をすることになりますね。また逆に、基山町内の方がほかの市町のふるさと応援寄附を活用するという、二通りの場合が出てきます。これは、逆に言えば業務の煩雑、税務課にとって物すごくこれは業務の煩雑になるんだというふうになりはしないかなという心配もするんです。それが本当にこの今から先、こういうシステムがうまく起動するのかという心配もありますけれども、この辺の心配事、想定ですけれども何かあれば説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

今おっしゃられましたように、業務量はふえてくると思います。両面がございますので、基山町の方が町外のほうにされた場合は基山町の住民税を減額、控除していくということになりますので税務課のほうの業務がふえてまいります。逆に、町外の方から基山町にいただきますと、今財政課のほうで受けていただいていますけれども、申告特例の申請書を送ったりとか、相手先の寄附者のお住まいの住所地に申告特例通知書を発送したりというふうな業務が出てまいりますので、おっしゃいますように確かに業務量がふえてまいります。一応今考えられていますのが、これ当分の間というふうな言われ方、この特例自体が当分の間というふうに言われております。マイナンバー制度、あとそれに付随してマイポータルというのが一応国のほうでは考えられております。そのマイポータルの中でワンストップ特例という考え方がございまして、それは行政手続を一元化していくというふうな考え方だと思いますけれども、その中の1つといたしましてこのふるさと納税のワンストップ特例も組み込んでいくというふうなことを考えられているようです。ただ、今の時点でいつそういうふうに移行していくかというのはわからない状況となっております。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

日程第5 同意第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．同意第4号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と

し、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第4号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第20号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第20号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第21号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7．議案第21号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書9ページをお開きください。

9ページ、議案第21号に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

この補正が今回出されておりますけれども、1点は27年度当初予算の中で基山町今回62億に近いという、当初の段階で1年間の事業費を見積もった金額といたしまししょうか、大変な金額になっていたというのがあります。これはまあ図書館建設等もあったというふうになりますけれども、町長が3期目に当選して最初の議会で1期目、2期目、これをもとに3期目は結実にしたいというふうな言い方をされました。早い話が何らかの成果を出していくんだと、この3期目というふうな言い方をされています。この3期目のもう一番最後の年になりました。そうすると私は当初予算で議論した中でもあったんですけども、やっぱり基山町しっかりとしたまちづくりをするためには新たな発想も必要だということも言われています。そうすると、この6月に出されたこの補正予算に込められた町長の思いが何があるのかなど、確かにいろいろ出されておりますけれども、ほとんどが段階チャレンジ交付金にしてもこれは国の交付金でもありますし、基山町独自として出されている部分からすると少ないのでは

ないのかなというふうに思います。総括的な質問になりますけれども、町長のこの補正予算に込めた気持ちをよければ御提示ください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、今期の予算規模が非常に大きくなったということは、御指摘のようにやっぱり図書館建設というのがかなり大きな部分だというふうに思いますし、また1350年基肆城築造ということ、この辺がやっぱりその1つの要因かというふうに思います。それとやっぱり地方創生というような、そういう絡みもございましてチャレンジ交付もまさにそうですけれども、そういうことでやっぱり膨らんできたということでございます。それから、3期目ということでございますけれども、確かに1期、2期、3期、2期までいろんなことも考えながらやってまいりましたけれども、やっぱり3期目ということで一つのその町の姿といいますか、そういうことが出せたらなということ、それを1つやりたいということ、それは財政問題でもあると思いますし、財政ある程度の安定したところでやっていきたいというようなそういう思いもございましたし、それから協働のまちづくりといいますか、みんながやっぱり協力し合ってやっていこうやというような、そういう町でありたいということ、それから1つにはやっぱり図書館を12年先延ばしをやってまいりましたので、財政と絡めてこれは図書館をぜひともやりたいということでございます。それとやっぱり、もう1つ歴史的な、ちょうど1350年というようなことにもなりますし、山城サミットこういうことの勧めもあって、それじゃあもういわゆる基山の歴史というようなことでぜひこれもやりたいというような、これは当初から考えておったわけではございませんけれども、そういう思いがあって1つの基山町の姿をあらわしていきたいと。それを結実というのはちょっと果たして適切かどうかわかりませんが、そういう思いだったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。10ページ、第1表歳入歳出予算補正。10ページ、歳入、11ページ、歳出、12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、第2表継続費補正。重松議員。

○9番（重松一徳君）

済みません。私全くこの継続費の補正の意味がわかりません。なぜこういうことをするのかなど。新図書館の屋根に太陽光を建設するというのを10款4項で見ていたのを、今回は2款1項でしたか、変えると。なぜそういうふうにするのかと。じゃあ、2款1項のほうに変えるということはどういうことを意味するのかというのをやっぱり私は物すごく考えるんです。2款1項5目です。まず図書館の今建設を進めている段階、まだ基山町の財産にもなっていませんし、まして工事を発注して、発注元が今から太陽光を設置するんです。これを今の段階から2款1項5目の財産管理費で見ていくというこの発想が私は全くわかりません。あくまでも今、九電工でしたか契約されますね、今から。これが終わって、検査が終わって、そして基山町が引き渡し受けて、当然それに対して工事費支払って、初めてその後に財産としてなるんじゃないですか。工事の段階からもうこれは基山町の財産ですよみたいな形で工事をされるんですか。私はこういう前例を今までで聞いたことがないです。今まで基山町はこういうふうなやり方を、例えばどこかに建物を建てる、例えば庁舎にしてもいいです、これを財産管理費でされたということはありますか。なぜ今回太陽光だけこういうふうなやり方をされるのか、全くわからないし、これもう一步間違えばこれは町民の税金、建設する段階でこれは物すごく問題になる内容じゃないんですか。というのは、逆にまだ何も決まっていなくて、建設段階から町有財産として管理していきましょうというのも一緒に入れた中身でしょう。そうしないとこういうふうな、今回の変更みたいな形にはならないと思うんですけれども。ちょっともう少しわかるように説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

図書館建設事業で当初太陽光発電をお願いをいたしておりましたが、当初は全量売電あるいは一部給電といいますか、余剰売電の方式でいくかというのを検討をする段階ではっきりどちらにいくということも決めておりませんでしたので、どちらが有利かそのときの単価とかがありますので決めておりませんでしたので、そういうこともありまして図書館建設事業の中で計上をさせていただいておりました。手続を進めていくうちに、その単価もはっきりしまして収入確保、財産管理、財産の有効活用という観点から太陽光発電を見直しまして、町の財産管理の中で予算計上をして、それから先建設から管理に至るまで財産管理の

ほうで処理をしていこうということで今回、継続費の補正と後の事項別明細書で10款から2款への変更をお願いをしているものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

だから今言われるのは、太陽光発電パネルを設置して、きちっと基山町がもう検査も終わって受けて、その後、例えばどうしようかならわかるんですよ当然、しかし建設段階においてなぜそうするのかと、今までみたいにこれは10款4項で図書館建設の中の附帯工事ですね。図書館建設の附帯工事みたいな発想で太陽光も設置しますよと。これに対して私ら議会も、それでいいですよというふうな形なんです。それで今言われたように、全量売電、一部売電というのはこれはもういろんな考えもありますけれども、町執行部のほうが全量売電のほうが効果があるんだと。だからこれはこれでいいんです。問題は、その建設段階においてどうしてこういうふうに変えるのかと、変える理由がわからないんです。今言われるんだったら、そのままでも構いやしませんか。そして言うように、あくまでも九電工が責任を持って建設をして、その後きちっとして検査も終わって、初めてこれは町の財産になるんじゃないですか。今の段階から町の財産として、これをみなしていくみたいな感じになるんじゃないですか。今までこういうふうな、2款1項5目で工事請負をしたという実績何かあるんですか。私、この辺が少しわからないんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、ちょっとすぐお答えできるような例はわかりませんが、庁舎建設はたしか財産管理費じゃなかったかと思います。それと、重松議員が今おっしゃったことの直接のお答えになるかどうかはわかりませんが、図書館建設の中でしてしまうと太陽光の分だけ建設事業費が膨らんでしまっていて、後々財産を移管したとしてもその辺の変更というのがわかりにくくなるというのはございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

継続費の関係で、27年度の継続費の総額、これ年割額が変更、減額になっているわけですが、これは歳出の10款4項4目との関係があるかなと思いますが、これは理由は何ですか。1,101万円減額と。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この理由は、今申し上げましたように太陽光発電の費用につきまして、図書館建設事業から財産管理費へ科目変更をしまして減額になりましたので、この継続費の費用が変わっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

科目を変更したら減額になるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

10款の太陽光発電の費用が減額になりまして、10款の予算の総額が減額になりますので、これは減額になります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これはちょっと全員協議会でもお聞きしましたけれども、今回の場合は全量売電という形になります。つまり、売電収入ですね。この収入に関して特別会計を組まないでいい理由というのを改めてお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

太陽光発電につきまして実施をしている市町を見てもみると、ほとんどが特別会計を組んでいますのが億単位の発電量をやっているところがほとんどでございます。その点について

基山町の発電量の見込みを見てみますと、約170万円前後ですので比較的少額でもありますし、これを業としてみなすということは、そこまでなくていいんじゃないかという財産管理、財産の有効利用ということで一般会計の中で見ていこうということで、県とも相談をしましてそういうふうな処理をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

先ほど重松議員からもありましたように、なぜこの今、この時期にというところは私も若干ひっかかっている部分はありました。というのは、実は図書館の運営に関してはまだ直営でいくのか、指定管理者になるのか、そこは私自身ははっきりまだお聞きしておりません。例えばじゃあ指定管理者になった場合に、この売電収入に関してどのような計算方式をとるのか、そういった面もこれから考慮していかなければならないと思いますけれども、そういった場合のお考えというのはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

申しわけないですけれども、指定管理者については全く検討はいたしておりませんが、もし指定管理になりましてもその売電収入につきましては私どもの本町に収入をして、それをその電気料に充当するというような処理をするというふうに考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細に移ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入、使用料。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。4ページ、国庫補助金、農林水産業国庫補助金です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。5ページ、県補助金。1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、6ページ、寄附金。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、基金繰入金。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回、基金繰入金ということで3,900万円というかなり大きな金額が財政調整基金より繰り入れされています。私これ所管ですので、あえてこれ副町長にお尋ねしたいと思います。なぜ副町長かと言いますと、3月の予算委員会において財政に関しては職員の誰よりも、そして議員の誰よりも自分が一番苦慮しているというふうな発言をされております。そうした中で、この6月の時点で既に3,900万円もの繰り入れを行っている、この状況についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まさに最初のその前回の委員会の際に発言したこととつながるわけですがけれども、決して基山町の財政というのは楽な状況ではないので、ただ一方でこれは一時的なものでもございますので、この分が即重くのしかかってくるというわけではございませんので、そこはまた今後の推移を見ていただければというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますけれども基山町の財政が今後将来にわたって甘い状況にあるというふうには認識していないというのはこの前の委員会で申したとおりでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと今、一時的なものではない。あと見てくれというふうな答弁でしたけれども。前

回のときもやはり財政調整基金あれだけ繰り入れをして、最終的に相当の金額がやっぱり戻ってこなかったわけですね。交付措置がされていないんですよ。そのことがあってのあえて質問をさせていただいていますけれども、この分に関してはそんなに心配することはないという認識でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、副町長が言われましたように決して安心できるような状況でないというか、将来にわたって安心できるような状況ではないというのは確かだと思います。ただ、6月短期を見てもみますと財源がありませんので、ここで財源調整をしていくためには財政調整基金しかなかったという現実的なものとしてはございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。8ページ、貸付金元利収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出行きます。10ページ、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、総務管理費。12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、同じく企画費。ふるさと応援寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、徴税費。

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、統計調査費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、17ページ、監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、社会福祉費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、児童福祉費。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、保健衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、清掃費。松石議員。

○12番（松石信男君）

広域ごみの民営費負担金ですけれども、これちょっと説明があったかなと思うんですが、この増額の理由について説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

当初予算につきましては、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の12月議会での補正の予算の

額ということで計上しておりましたけれども、3月26日に開催をされました同じく施設組合の議会で、各市町村の負担金が議決をされたために今回1,156万7,000円の増額をお願いしているところでございます。ごみ搬入量の見込みがやっぱりふえたということでございますけれども、2回ほど補正が、その施設組合の議会でございますので、毎年この負担金については最終的には下がっていくというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは、ごみ搬入量の見込みがふえるということなんですけれども、これ町としてこのままやっぱりふえ続けるのを看過していくということはないと思うんです。そういったあたりで、これからどのような対策を講じていかれるのかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

確かに基山町のごみが筑紫野市、小郡市よりも若干多いというのがありますけれども、25年から26年にかけては、ちょっと今資料手元にありませんが若干減少しております。今、係のほうにも指示をしてといいますか、やっぱりごみ減量のためにまず基山町のごみの現状についてやっぱり分析をしていこうということで取り組んでいるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それですね、これ実際に今分析をされているということなんで、それをちょっと数字を見たいと思うんですけれども、実際にその生ごみがふえているのか、それともリサイクルの分別が足りないんで負担量が大きくなっているのか、さまざまな要因があると思うんです。今、課長はどういった原因でふえているというふうにお考えかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

今はその原因についてまだわからないという現状ですので、例えばリサイクル可能な新聞とか雑誌とかそういうやつが可燃ごみの中に入っていないのかとかいうことを調べていくとともに、広報とかでリサイクルごみはリサイクルへということを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

1,100万円のこの6月の段階での増額です。これはやはり広報周知、これをまず徹底していただきたいなということと、昨年度の3月のときにもリサイクルの買い取り金額が随分上がってきていると、これも広報周知をぜひお願いしたいということだったんで、もうあわせて今基山町がどういう課題を持って、どういう状況なのかというのを、やはり住民の皆さんと共通認識を持たないとこれはやはり先に進まないと思いますので、もうこれは要望です。よろしく願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。22ページ、農業費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

6款1項5目15節。工事請負費の部分です。歳入の関係です。関係ありますけれども、暗渠排水工事これは割り当て内示の減というふうな説明でしたけれども、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これは昨年度暗渠排水事業、これは要望による事業でございますけれども、ここの要望を取りましたところ、全面積で2,946アール、29.46ヘクタールなんですが、を要望いただいております。これに施工単価の10アール当たり18万円を乗じた額、それで5,302万8,000円として要望をしたところでございます。それに対しまして、4月9日付で九州農政局より割り当て内示がございまして、13.39ヘクタール、1,339アール分、これの10アール単価18万円を乗じた額、これは端数切り捨てでございますけれども2,410万円の割り当て内示があったところでございます。これに関しましては、九州全体での要望額が多かったということで、管内

どの市町でも内示額が要望額を下回っている状態でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

当初、要望を聞かれて29.46ヘクタールですかがあったと、これは補助率が50%ですね。ということは、逆に言えば自己負担、この工事をするにしても自己負担が50%出てくるんだというふうなこれは整備事業だろう、推進事業だろうと思いますけれどもね。この29.46ヘクタールはこれ大体どの地域なのかわかれば説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず補助率でございますが、補助率につきましては10分の10でございますして2分の1ではございません。それで本年度事業に際しましては、農家の手出しはなしということで計画をしているところです。地区でございますけれども、園部地区で本年度は実施をする予定でございます。あと要望が上がっております地域につきましては、あと2地区あるんですが大変申しわけございません、すぐちょっとあと2地区はちょっと出てまいりません。すぐお答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今の重松議員の問題に関連するんですけれども、今回の予算の減というのは国庫補助の削減ということではわかりませんが、こういうふうな暗渠排水ですね、もともと優先順位というのはどこからするというのは、誰がどういうふうにして決めているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

優先順位ということでございますけれども、本年度その要望面積に対しまして約半分以下のその割り当て内示でございます。それで本年度どこからやるかというところでございますけれども、あくまでも本事業につきましては農家の方の手挙げ方式といいますか、そういう

ことで要望があったところがございますので、先ほど言いましたが3地区の生産組合の代表の方にお越しいただきまして、まず割り当て内示の概要を御説明した上で、それでこの事業につきましては関連化対策ということで実施されるというところ。それであればその麦作の振興とやはり関連するものでございますし、もう一つはその暗渠排水事業をやった後にはきちんとその麦作であったり大豆でやったり、野菜ですね、そういう作付をしていただくという前提のもとに協議を行いまして、3地区での農家代表者の方のほうで協議をいただいて、その上で園部地区ということで確定をしているところがございます。ちなみにその園部地区でも要望面積が19ヘクタール近くございまして、全部ができませんのでどの田んぼからやるかというところも生産組合の中で今協議を行っていただいているところで、ほぼそれについては順番なりどこをやるかというところは確定をしてきている状態でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

19節の負担金補助及び交付金、これは基山町直接支払推進事業費補助金から基山町経営所得安定対策等推進事業費の補助金に名称が変わったんだと、内容的には変わってないでしょうか。なぜ今ごろ名称変わったのか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず内容的なところでございますけれども、内容の変更についてはありません。それと、なぜ今かということでございますけれども、これは県のほうが名称変更をいたしましたし、県の名称変更については国が名称変更したという流れかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

農業問題、この助成金とかいつも名称変更をして少しずつ変わってくるわけですね。農家の方はなかなかわからないという、その補助金も何年か後に入ってくるとかで、わからないからこういう名称も変わったら内容的に変わっていないよとか、そういう徹底連絡をお願いしたいと思います。これは要望です。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

御要望は確かに承りました。それと、補足でございますが本年5月2日に生産組合長の会議がございまして、その場では御説明をさせていただいているところでございますけれども、それと昨日から経営所得安定対策の受付業務を3日間やっております。その中でも農政局の担当も来まして、丁寧に説明をいただいているとは思っておりますが、不足するところがあれば役場職員のほうから説明をさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。23ページ、商工費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、道路橋梁費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、給与明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第22号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8．議案第22号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。15ページ、歳入歳出予算の歳入。16ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、次、行きます。

事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、総務管理費。歳出、総務管理費です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

日程第9 報告第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 報告第3号 基山町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終結します。

日程第10 報告第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 報告第4号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

済みません、これきょうは資料等、進捗状況等について出してもらった部分あるんですけ

れども、これは26年度で会計部分の繰り越しなんですけれども、27年度にこれは全て工事が終わらなければまた28年度まで繰り越すという話にはならないというふうに思いますけれども、特に商工費当たりの基山公園の施設改修ということは、これは1350年事業に間に合わなければなりませんね。いろんな工事がある中で、全てこれは計画どおりに進んでいるのかどうかです。まず、ここを確認をさせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

事業それぞれにつきましては、それぞれの進捗状況ございますけれども、おおむね27年度、今年度中には完成をいたします。先ほどお尋ねの7款の基山公園の施設改修につきましては、入札の日程まで決まりまして事業実施をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

JRけやき台駅のバリアフリー化のこれは、進捗はこれは設計から含めてですから現場での工事が進んでいるというふうには私も思わないんですけれどもね。最終的に、これは地域活性化協議会のほうでしたか、公共交通活性化協議会でしたか、ちょっと名称ははっきりわかりませんが、そちらのほうで話が進められた部分でされていると思いますけれども。けやき台の地区説明会、これは開催はどのような形でされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

全体的なそのけやき台としての地区説明会という取り組みは行っていないというふうに認識しております。それで、区長さん方のほうに御意見を集約していただいて、その協議の中で御要望等を今回のその、この繰り越し分についてはJRそのものの駅舎分のエレベーター設置でございますので、もう1つのその駅までのバリアフリーの部分とは若干違いますので、そちらの部分についての要望等をいただいて設計に反映させていったというものでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第11 報告第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 報告第5号 基山町障害者基本計画等についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ、きのういただいたわけですから全てを目を通すことはできないわけですが、基本的な考え方というのは平成19年でしたか、策定された部分と引き続いていると思うんです。それで、私はこの考え方的にはもう全く反論する気はありません。問題は、ちょっと持っていたらページ見てもらいたいですけれども、15ページ、障害者の雇用の状況が記載されています。その中で、これは民間または行政機関、雇用状況いろいろ国が定めているわけです。民間の場合2.3%、一般では2.0%です。国、地方の公共団体とかになれば2.3%。これに基山町の場合は該当しているんだと、達成していますよと。これは26年度段階ですね。今の段階はどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

現在、障害者雇用につきましては法定雇用率、ちょっと何%かっていうのは今数字はすぐにはわかりませんが、雇用状況については法定雇用率を上回っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

法定雇用率を上回るためには、基山町は4人以上採用しなければならないと思います。今137名ですか、職員数からすると。3名では足りないでしょう。それから、職員以外に嘱託職員、それに臨時雇用員、短時間の人だったらそれを0.5人で見てとかいろんな計算の仕方があるって、基山町の役場全体で働いている従事者ですね、職員だけじゃないんです。その中で2.3%はクリアしなければならないというのが、この法律の趣旨です。そうすると、単純に考えれば150人、短時間労働の方がどれくらいかというのは正確な数がわかりませんけ

れども、2人に1人という計算からずっとしていけば、総勢150人ぐらいになるんですね。掛けるの2.3%になれば当然これは3点何人ってなりますから、4人以上採用しなければこの2.3%はクリアできないという形になるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

障害者雇用の障害者数については、3名じゃなかった、3点何人でその3名になると思うんですけども、基山町ではこの障害者雇用率をクリアするために今、重松議員が言われたように嘱託職員を障害者雇用として駅前駐輪場等の整理をしていただくということで雇用しておりますので、この法定雇用率については満足をしているというような状況です。ですからこれをするために特別に障害者雇用をやっているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと調べてないのでお聞きしたいのですが、障害者雇用については身体障害者、知的障害者とたしか精神障害者も含まれるというふうに、近々何年度ですかね、27年度か28年度かちょっとわかりませんが、これも精神障害者も含まれるようになったというふうに認識しておりますが、その辺はどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

精神障害者、知的障害者も含まれるということになっております。基山町においても、身体それから精神障害者を含めて障害者雇用をやっているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

基山町で、それわかるのは後で結構ですが、身体障害者の方ももちろん雇用してある、それから知的障害者の方も雇用してある、精神障害者の方も雇用してあるということですか。わからなければ後で結構です。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

身体障害者が2名と精神障害者が1名の3名になっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと確認をさせてください。多分、全協か何かのときだと思うんですけども、これ（資料を示す）は全戸配付ということでよろしいですか。あと、これはどこに置かれるのか。

それともう1点、このさまざまな基本計画、福祉計画が書いてありますけれども、これ現時点で行われていることの拡充なのか、それとも今回この第2次と第4次に関して新たにつけ加えられた項目がどこがあるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

黄色い冊子のものにつきましては、情報公開そういったところに置きたいと思っておりますし、概要版につきましては、7月1日をめどに各戸に、各家庭に配付をいたしたいということをご予定でございます。

それから、現在の障害者基本計画が平成26年度で終わりましたので、向こう9年間の今後の計画、それにつきましてはやはり冊子の中に書いておりますけれども、新たな基本計画の基本的視点そういったものから伴う計画の施策体系、こういったものは新たに向こう9年間の指標となるものを定めたものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

日程第12 報告第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 報告第6号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

事業報告書及び決算諸表をいただいているんですけども、この3ページ、理事会開催状況が記載されています。その中で、第3号議案で基山町開発公社の今後のあり方についてという形でこれ議題として載っています。開発公社の今後のあり方、どのように考えられているのか説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

土地開発公社につきましては、本年の3月等に議会のほうにも御説明をさせていただきましたように、当初は早期に解散をしていくという方針を出しておったところでございますけれども、いろいろな検討の結果、当面2年をめどにその最終的な方向性を決定をさせていただくということで継続をさせていただいておるところでございます。そういった中で、いろいろと定住促進などを図っていく中では、そういった必要性もあるのではないかという議論もされているところがございますので、そういった事業の展開とあわせたとところで最終的にはその開発公社のあり方というのは決定していくものと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

まちづくり課長が答弁されて、私もきのうから何か違和感があるんです。機構改革するまでは企画政策課長がされていました。それで機構改革して、私も確認はする当然、所掌はまちづくり課に入っているのは間違いありません。しかし本当にこれ、まちづくり課でいいのかというのは私も若干異論があるんです。総務企画課、やっぱりこれは中身的には総務企画課のほうが担当を担うべき中身じゃないのかなというのは今でもちょっと思っていますので、これちょっとつけ加えておきます。そういう中で、じゃあ先ほどあり方ですね、今後いろんな取り組みもされる可能性があるんだというふうに言われていますけれども、明らかに言われていたのがこの当初解散をもくろんだけれども、この土地開発公社まだいろんな活用の道があるんだという中で延期したいというふうなことを言われています。それで言われて

からもう半年近くなるわけですから、ここに活用していくというのをもう出すべきじゃないのかというふうに思うんです。それでそれをそのまま存続となれば、必ずやなぜ存続をしているのかというのが出てくると思いますけれどもね。どこにこれ活用していくんだというのを、やっぱりもう具体的に出す必要があるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

確かに、議員御指摘のような形で明確な方針を打ち出すべき時期に来ておるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように具体的なやはり事業計画なり、その対応していく事業が決定いたしませんとなかなかその方向性というのは現状として明確にお答えすることは困難ではないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

最後に、確認ですけれども、26年度末の保有土地という形で皆さんも御存じのように旧図書館用地です、児童館用地含めてありますけれども、ここの活用についても何も決まっていなないと、白紙なんだという状況ですよ。ここもじゃあ決めるのは、どこで決定されていきますか、今から、この土地活用。土地開発公社が持っているこの土地の活用、もうどの段階でこれ決定していくようになりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

確かに、そもそもその公社が買収した目的は、公共事業に供するため、そもそもは図書館用地であったりとかいうことで購入をさせていただいておりますので、そういった中ではその利活用については町のほうで決定をし、買い戻し等をしていただきたいというふうには考えておりますけれども、公社そのもので何かその新しい事業が何かあればそういうことも検討できるかとは思いますが、基本としては町のほうに買い戻しをしていただくというのが基本ではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

今の御答弁で、いつごろまでにその答えは出てくるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

現状として、この場でいつまでというお答えは現段階ではできません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この図書館用地、児童館用地がその図書館建設審議会ですか、検討委員会初期の10年前の、あのときにその場所ではだめだというふうに結論が出たと思うんですけども、その結論の内容はどのような理由でそういう結論が出たのか、確認のため御答弁いただきたいんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

最終的な結論としては、図書館の決定が最終的にはその中央公園の中にということで決定されたことが最終的な理由であると思っておりますけれども、こちらのその図書館用地として公社が所有しております土地に関しましては、いろいろと図書館の建設の委員会の中で御指摘をいただいて、1つだけの要因ということではなくて総合的な判断のもとに、こちらよりも中央公園がよかったということで最終的には決定されていると考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

その要因の中で、高压電線が通っているから電磁波とかということが大きな問題ではなかったかと思っております。それで改めて開発公社が何に利用するのか、町が買い戻すのかでしょうけれども、そういった案件で図書館建設を12年間延ばされたということでもありますので、そういう施設、場所に町の施設をとという考え方もこれからの計画の中に入ってくるわけですか。

か。図書館を、児童館には適さないというふうな当時の検討委員会の中の答申の中に私は一因としてあったと思うんですけども、そういうところに町の施設をとか、町が使うような施設をとかいうふうな計画も入ってくるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

議員おっしゃったように、その電磁波の話も含めてそういうふうなことも一要因として考えられたということですけども、その電磁波そのものについては余りその医学的な証明と
いうか根拠がない部分ではないかというふうには考えておりますけれども、最終的にはそういうところも含めて判断されたものと思いますけれども、今後その活用についてはやはり公共的に利用していく部分も含めて検討していく必要があるのではないかと考えております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

以上で、質疑の全てを終結します。

日程第13 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 委員会付託を議題とします。

ただいまより、議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午前10時46分 散会～